

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構個人情報保護規程

(平成15年7月1日)

改正 平成22年3月30日 平成25年3月27日

平成27年11月30日

(目的)

第1条 この規程は、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号）の趣旨にのっとり、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の公正かつ適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の人格的利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管又は利用をいう。
- (4) 文書 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構情報公開規程（平成15年6月26日制定）第2条に規定する文書をいう。

(機構等の責務)

第3条 機構は、個人情報の収集等を行うときは、この規程の趣旨を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

2 機構の役員及び職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集の一般的制限)

第4条 機構は、個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 機構は、法令に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条又は宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる諸事実に関する事項

(収集等の把握)

第5条 機構は、個人情報の収集等を行うに当たっては、個人情報収集等業務目録（様式第1号）を作成し、一元的に把握しなければならない。

2 機構は、前項に係る個人情報の収集等を廃止し、又は変更しようとするときも、同様に把握しなければならない。

(収集方法の制限)

第6条 機構は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 市その他の行政機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (5) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。
- (6) 本人から収集することにより個人情報を取り扱う業務の実施に支障が生じるおそれがあると認められるとき。

3 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合については、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用又は提供の制限)

第7条 機構は、保管する個人情報を収集の目的の範囲を超えて利用し、又は提供（以下「目的外利用」という。）してはならない（特定個人情報に係るものは除く。）
。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を回避するため特にやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

（特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 機構は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第7条の3 機構は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（電子計算機の結合による提供の制限）

第8条 機構は、通信回線等による電子計算機の結合により第三者に個人情報を提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

（適正な維持管理）

第9条 機構は、個人情報の収集等を行うときは、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報をその利用目的に照らし、正確かつ最新のものとする事。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故及び漏えいを防止すること。

2 機構は、保管の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄又は消去を

しなければならない。

(開示の申出)

第10条 何人も、機構が保管している文書に記録された自己に係る個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を機構に対して申し出ることができる。

2 機構は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

(1) 法令の規定により開示することができないもの

(2) 個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの

(3) 開示することにより、公正かつ適正な業務の執行を妨げるもの

3 機構は、開示の申出に係る自己情報に前項各号のいずれかに該当する自己情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(訂正の申出)

第11条 何人も、機構が保管している自己情報について事実と異なる記載があると認めるときは、当該記載の訂正を機構に対して申し出ることができる。

(削除の申出)

第12条 何人も、機構が第4条又は第6条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報を収集したと認めるときは、当該情報の記録の削除を機構に対して申し出ることができる。

(中止の申出)

第13条 何人も、機構が第7条の規定によらないで自己情報の目的外利用等を行っているとき、当該目的外利用の中止を機構に対して申し出ることができる。

(申出の手続)

第14条 第10条第1項の規定による開示、第11条の規定による訂正、第12条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用の中止（以下「自己情報の開示

等」という。) の申出をしようとする者は、機構に対して、本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人であることを明らかにして、自己情報開示等申出書(様式第2号。以下「開示等申出書」という。)を提出しなければならない。

(申出に対する決定)

第15条 機構は、前条に規定する開示等申出書の提出があったときは、提出のあった日から起算して15日以内に、当該申出を認めるかどうかを決定しなければならない。ただし、機構は、当該期間内に決定を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を開示等申出書の提出があった日から起算して30日を限度として延長することができる。

2 機構は、前項に規定する決定(期間の延長の決定を含む。)を行ったときは、速やかに当該決定の内容を、開示等申出書を提出した者(以下「開示等申出者」という。)に対し、自己情報開示等決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(開示等の実施)

第16条 機構は、前条第1項の規定により開示する旨の決定を行ったときは、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により速やかに開示等申出者に対し当該自己情報の開示をしなければならない。

(1) 文書及び図画 当該自己情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 その種別、情報化の進展状況等を勘案して機構が別に定める方法

2 自己情報の開示は、機構が前条に規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。

3 第1項の規定にかかわらず、閲覧の方法による自己情報の開示にあつては、機構は、当該自己情報が記録されている文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第10条第3項の規定により当該自己情報の開示をするときその他正当な理由があるときは、当該文書の写しにより、これを行うことができる。

4 機構は、前条第1項の規定により訂正、削除又は目的外利用の中止を行う旨の決定を行ったときは、速やかに、当該自己情報の訂正、削除又は目的外利用の中止を行わなければならない。

(費用負担)

第17条 自己情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 自己情報の写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項に定める費用は、前納とする。

(苦情の申出)

第18条 この規程の規定により機構が行った個人情報処理について苦情がある者は、機構に対して、書面によりその申出をすることができる。

- 2 機構は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(異議の申出)

第19条 第15条第1項に規定する決定について異議のある者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、機構に対し異議申出書(様式第4号)により異議の申出(以下「異議申出」という。)をすることができる。

- 2 前項の異議申出があった場合は、機構は当該異議申出について、異議申出回答書(様式第5号)により回答しなければならない。

(審査会への諮問)

第20条 機構は、前条第2項の規定による回答をするに当たっては、次に各号のいずれかに該当する場合を除き、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構情報公開及び個人情報保護審査会(一般財団法人姫路市まちづくり振興機構情報公開及び個人情報保護審査会規程(平成15年6月26日制定)第1条に規定する審査会。)に諮問し、その答申を尊重しなければならない。

- (1) 異議申出が明らかに不適切であり、却下するとき。
- (2) 回答で異議申出にかかる自己情報の開示等の申出に対する決定を取り消し、又は変更し、当該異議申出を認めることとするとき。

(委託に伴う措置)

第21条 機構は、個人情報に係る業務を委託しようとするときは、委託契約書又はこれに準じる文書に、次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 受託業務以外への個人情報使用の禁止
- (2) 複写及び複製の禁止
- (3) 提供資料の返還
- (4) 再委託の禁止又は制限
- (5) 個人情報処理に係る事故の報告義務
- (6) 受託業務に係る機構の検査に応じる義務
- (7) 受託者（業務従事者を含む。）の守秘義務
- (8) その他必要と認められる事項

（他の制度との調整）

第 2 2 条 この規程は、法令の規定により個人情報の閲覧若しくは縦覧、記載の訂正、記録の削除、目的外利用の中止又は写しの交付を申出することができるときは、適用しないものとする。

（委任）

第 2 3 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

（財団法人姫路市都市整備公社個人情報保護規程の廃止）

2 財団法人姫路市都市整備公社個人情報保護規程（平成 3 年 3 月 2 5 日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程の施行の際、現に財団が行っている個人情報の収集等については、この規程の相当規程によって行った個人情報の収集等とみなす。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

(裏面)

	1 基本的事項	2 社会的活動	3 経済活動	4 心身の状況
個人 情報 の 内容 項目	1 氏名	1 職業	1 財産状態	1 健康状態
	2 性別	2 勤務先	2 収入・所得	2 病歴
	3 生年月日・年齢	3 地位	3 課税関係	3 障害
	4 住所	4 職歴	4 納税関係	4 妊娠・出産
	5 国籍	5 学歴	5 取引状況	5 検診結果
	6 本籍	6 資格・免許	6 公的扶助	6 看護等の記録
	7 続柄・親族関係	7 団体加入	7 保険・年金	7 容姿・特徴
	8 戸籍の身分事項	8 賞罰・犯罪歴	8 住居	8 死亡関係
	9 その他	9 その他	9 その他	9 その他
	5 知識能力	6 思想信条	7 その他	
	1 学業成績	1 思想	1 電話番号	
	2 勤務成績	2 宗教	2 家庭の状況	
	3 試験成績	3 主義・主張	3 経済的状況	
	4	4 支持政党	4	
	5	5 趣味・し好	5	
	6	6	6	
	7	7	7	
	8	8	8	
9 その他	9 その他	9 その他		
個人 情報 の 目 的 的 利 用 ・ 提 供	1 有 →	1 経常 →	1 機構内部	3 その他
	2 無	2 臨時	2 市等の他機関	
	利用・提供先名称			
	根拠 1 法律等 2 条例等 3 その他			
本 人 開 示	1 保護規程適用 →	1 可	2 一部可	3 不可
	2 他の制度適用 〔根拠法令等の名称〕			
業 務 処 理	1 直営	委託の内容		
	2 委託			
	3 併用			
連絡先				
課 (所) 係 (担当) 電話				
記録欄				

自己情報開示等申出書

年 月 日

（申出先）

様

（申出者）

（法定代理人）

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

申出の区分 開示（閲覧・視聴・写しの交付）・訂正・削除・目的外利用中止		
申出の対象となる個人情報	目録番号	業務名
	記録文書名等	
	申出する自己情報の内容項目	
申出の内容と理由（開示の場合は必要ありません）		
受付	確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> _____ 発行者及び番号	問い合わせ先 （担当者） 電話 — —
		処理 <input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 郵送

- ・ 申出者は、本人又は代理人であることを証明する書類を提示してください。
- ・ 申出の区分により、別に必要な書類を提示していただくことがあります。
- ・ 写しの作成、郵送の経費は負担していただきます。

自己情報開示等決定通知書

年 月 日

(本人)

様

(機構)

印

年 月 日に申出のあった自己情報の開示等について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

申出の区分		開示 (閲覧・視聴・写しの交付)・訂正・削除・目的外利用中止	
申出の内容	目録番号	業務名	
	記録文書名等		
	申出する自己情報の内容項目		
	申出の内容と理由		
決定の内容	<input type="checkbox"/> 申出に応じます <input type="checkbox"/> 申出に一部応じます <input type="checkbox"/> 申出に応じられません <input type="checkbox"/> 決定期間を延長します 年 月 日まで	理由	
決定の実施	<input type="checkbox"/> 年 月 日 に へお越してください。 その際この通知書と請求者であることを証明する書類をご持参ください。 <input type="checkbox"/> 写しを送付しますので、経費 円を次の方法によりお送りください。 () <input type="checkbox"/> 速やかに訂正・削除・目的外利用中止をします。 <input type="checkbox"/> 決定期間を延長します。なお、決定後は改めてお知らせします。 * 開示等の条件 別紙のとおり		

この決定 (決定期間を延長する場合を除く。) に対して異議がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、姫路市まちづくり振興機構に対して異議の申出をすることができます。

異議申出書

年 月 日

様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

— —

年 月 日に申し出た自己情報の開示についての決定に対して、次のとおり異議の申出をします。

申し出た自己情報の内容項目	
申出に係る処分の内容	
決定があったことを知った日	年 月 日
異議申出理由 (具体的に)	

異議申出回答書

年 月 日

様

印

年 月 日付で、あなたから提出された異議申出書について、次のとおり回答します。

申し出た自己情報 の内容項目	
回 答	
問い合わせ先	担当者 電話 — —
備 考	